

阪神間都市計画公園の変更（3. 3. 422 号 尼崎城址公園、尼崎市決定）について

1 背景

尼崎城址公園は、昭和 58 年 1 月に都市計画決定された面積約 1.2ha の都市計画公園（近隣公園）です。県立尼崎病院の跡地に旧尼崎城の面影を今に伝えるような公園として計画され、平成 2 年度から平成 5 年度にかけて、主に公園の北西部分の石垣や漆喰塼、散策路などの整備を実施しましたが、隣接する図書館や歴史博物館との一体的な景観に配慮した整備計画であったため、歴史博物館建設事業の休止に伴い、以後は整備できておらず、供用面積は約 0.3ha に留まっています。

一方、尼崎城址公園の位置する城内地区は、その名のとおり近世に尼崎城があった地区であり、明治の廃城令により城が取り壊された後も、旧城郭内には尼崎町役場・尼崎市役所、尼崎警察署、市立図書館、尼崎郵便局、各種市立学校などが建てられた尼崎市制発祥の地として、今なお明治、大正、昭和初期の建築物が現存する歴史的にも貴重な地区です。

こうしたなか、昨年迎えた市制 100 周年を契機として、寺町とともに歴史文化ゾーンを構成する城内地区に残された歴史・文化資源を活かすことで都市の魅力向上と交流人口の増加をめざすとともに、歴史文化という新たな都市イメージを付加することで、市民のまちに対する誇りや愛着の醸成につなげることを目的に、平成 27 年 12 月に「城内地区における都市再生整備計画」を策定し、今後、尼崎城址公園も含めた地区内の整備に取り組んでいくこととなりました。

2 都市計画変更に係る手続きの状況（これまで）

尼崎城址公園の区域及び面積の変更に向けて、平成 28 年 5 月に都市計画審議会に報告した後、同年 7 月に市民意見公募（パブリックコメント）を行うとともに、同内容の住民説明会を実施しました。

3 区域の一部見直しについて

本市では、かつてあった尼崎城を尼崎城址公園内に再建し、寄付したいとの申し出を受け、平成 27 年 11 月 25 日に「尼崎城の建築及び寄付に関する協定」を尼崎市長と寄付者との間で締結して以降、寄付者の意向も尊重する中で、本市に残る資料等を基に、学識経験者をはじめ様々な専門的見地からその再建方法や活用等についての検討を重ねてきました。

こうした中、建築される尼崎城の規模や配置、外観等が明らかになるとともに、本市としても、尼崎城の建築を機に、現在進行中の城内地区まちづくり事業と一体的に、城内地区の玄関口にふさわしい景観形成・空間整備を行うことにより、歴史あるまちとしての新たな都市イメージの構築や市民のまちに対する誇りの醸成などを図っていくこととなりました。

これにあわせて、尼崎城址公園についても、建築される尼崎城との調和がとれた公園として、また、市民はもとより市外から多くの来園者が訪れ、憩う公園として、イベントなどが行える広い空間や、サクラなどの四季折々の花木が鑑賞できる空間、駐車場などの施設配置、街区全体の一体整備による景観への寄与など、公園に求められる機能や施設を再検討した結果、公園北東角の民有地部分を新たに計画区域に追加することで、公園としての景観上や利用上、防災上等の更なる機能向上を図ることとしました。

一方で、北東角部分の地権者に対して、当該地を尼崎城址公園の計画区域に追加すること

について説明を重ねてきた結果、概ね理解が得られました。

こうしたことから、変更後の尼崎城址公園の計画区域を一部見直し、北東角部分についても計画区域に追加した上で、改めて都市計画変更の手続きを進めていきます。

また、併せて、当時の尼崎城の二の丸に位置している三の丸公園の名称を「二の丸公園」に変更します。

4 素案公表の実施結果について

(1) 公表期間

平成 29 年 4 月 7 日（金）から平成 29 年 4 月 27 日（木）まで

(2) 素案の公表方法及び意見の提出状況について

ア 公表方法

市ホームページへの掲載並びに市役所（公園計画・21 世紀の森担当）、市政情報センター、各支所地域振興センター、阪急塚口サービスセンター、園田東会館、中央・北図書館での閲覧により行った。

イ 提出された意見数

意見提出件数：0 件

意見を受けて修正した箇所：なし

ウ 説明会の開催状況

日 時	場 所	参加者
平成 29 年 4 月 12 日（水）19 時～	中央公園パークセンター	5 名
平成 29 年 4 月 16 日（日）10 時～	〃	2 名

公園の変更素案への意見：0 件

その他の意見：3 件

- ・駐車場を設置するなら、公園や図書館利用者以外の利用防止対策を検討してほしい。
- ・公園整備後の維持管理方法をしっかり考えてほしい。
- ・集客力のある建物（城）が建つことを希望する。

説明会での意見を受けて修正した箇所：なし

5 計画書等一式（案）

別紙のとおり

6 今後の予定

平成 29 年 10 月 案の縦覧

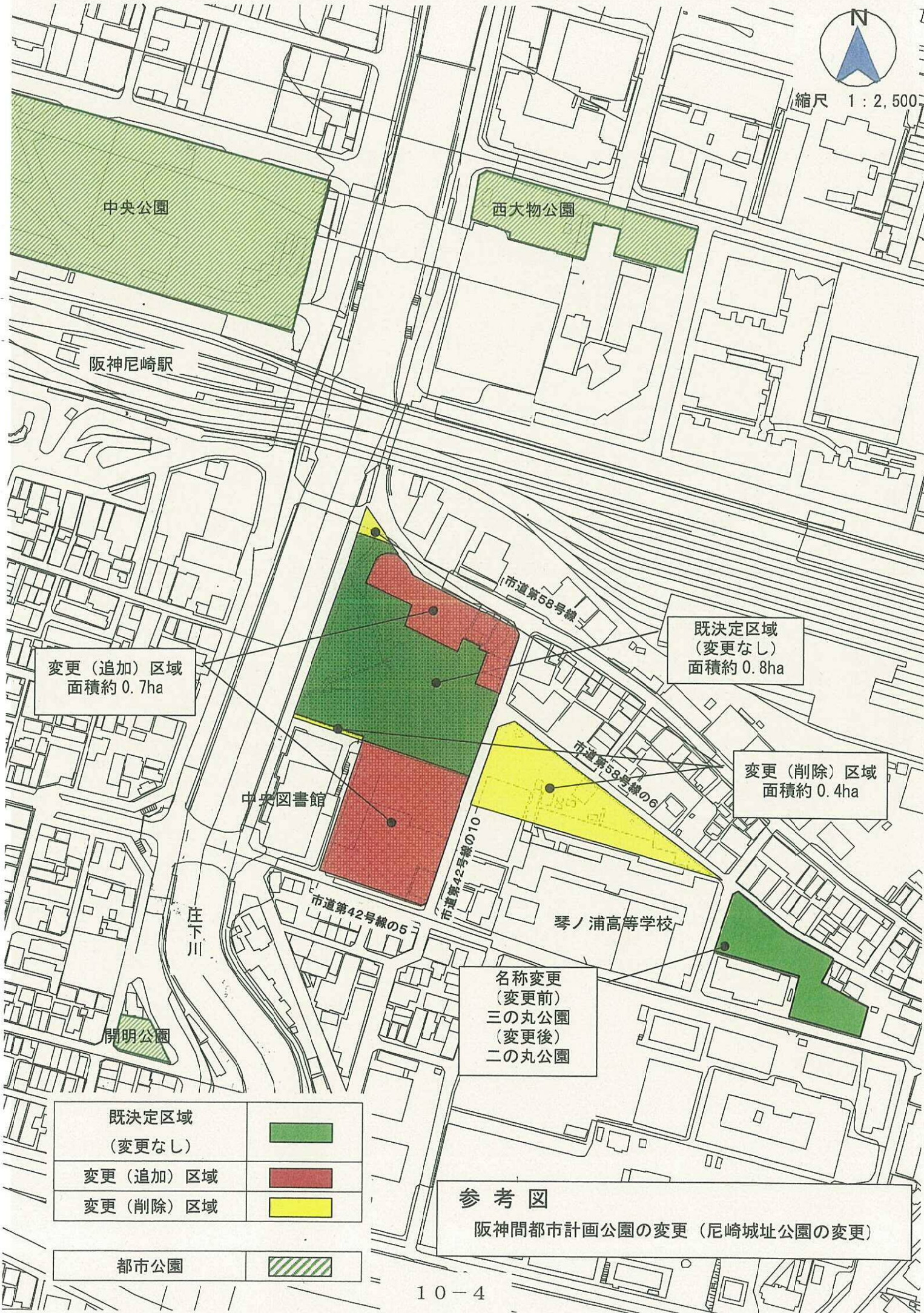
平成 29 年 11 月 尼崎市都市計画審議会（付議）

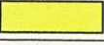
平成 30 年 1 月 都市計画決定告示

以 上



縮尺 1 : 2,500



既決定区域 (変更なし)	
変更(追加)区域	
変更(削除)区域	

都市公園	
------	---

参考図
阪神間都市計画公園の変更(尼崎城址公園の変更)

計画書（案）

阪神間都市計画公園の変更（尼崎市決定）

都市計画公園中 2.2.4147 号三の丸公園を 2.2.4147 号二の丸公園に名称を改め、
3.3.422 号尼崎城址公園ほか 1 公園を次のように変更する。

種別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公 園 名			
近隣公園	3.3.422	尼崎城址公園	尼崎市北城内	約 1.5ha	城壁石積、散策路、芝生 広場、城、池、四阿、ベンチ、遊戯施設、便所、 植栽 (面積及び区域の変更)
街区公園	2.2.4147	二の丸公園	尼崎市北城内	約 0.23ha	日陰棚、遊具、植栽、芝生 広場、ベンチ (名称の変更)

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

別添理由書のとおり

理由書（案）

昨年迎えた市制 100 周年を契機として、寺町とともに歴史文化ゾーンを構成する城内地区に残された歴史・文化資源を活かすことで都市の魅力向上と交流人口の増加をめざすとともに、歴史文化という新たな都市イメージを付加することで市民のまちに対する誇りや愛着の醸成につなげることを目的に、平成 27 年 12 月に「都市再生整備計画」が策定された。

この計画を受けて、周辺の歴史館機能等の施設整備と連携しながら、市街地における環境を保全しつつ城内地区の玄関口にふさわしい景観を形成するほか、教養・文化活動等様々な余暇活動の場となる空間を整備し、さらに、災害時における一時避難地を確保するなど、近隣公園としての機能強化を図るため、尼崎城址公園の区域及び面積を変更する。

また、併せて、当時の尼崎城の二の丸に位置している三の丸公園の名称を「二の丸公園」に変更する。

計画図 (案)

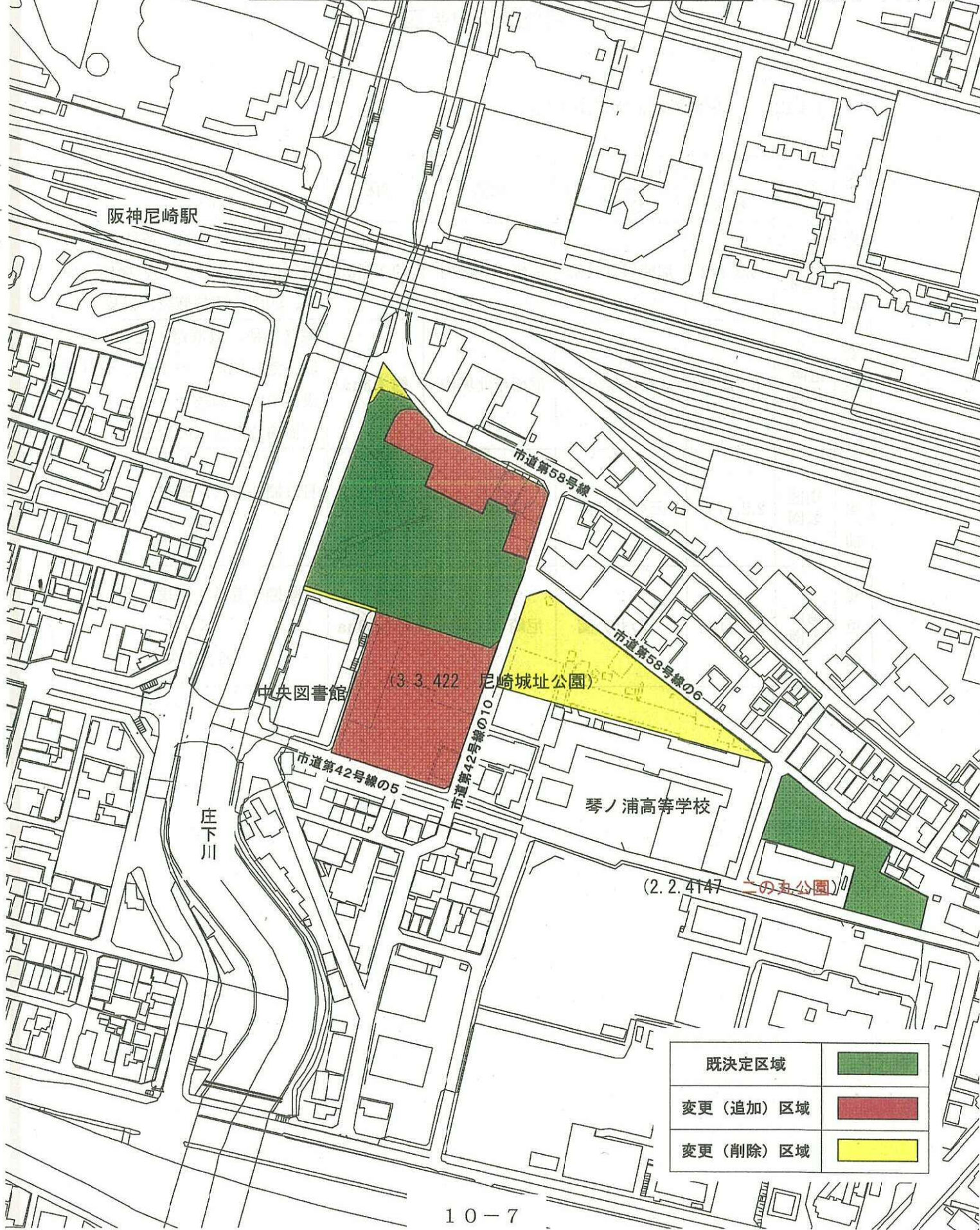
阪神間都市計画公園の変更 (尼崎市決定)

名称 : 3. 3. 422 尼崎城址公園 (近隣公園)

名称 : 2. 2. 4147 二の丸公園 (街区公園)



縮尺 1 : 2,500



既決定区域	
変更 (追加) 区域	
変更 (削除) 区域	

変更前後対照表

3.3.422 号 尼崎城址公園ほか 1 公園

変更	種別	名称		位置	面積	備考
		番号	公園名			
変更前	近隣公園	3.3.422	尼崎城址公園	尼崎市北城内	約 1.2ha	城壁石積、散策路、多目的広場、展望広場、芝生広場、藤棚、便所、四阿、遊戯施設、植栽
変更後	近隣公園	3.3.422	尼崎城址公園	尼崎市北城内	約 1.5ha	城壁石積、散策路、芝生広場、城、池、四阿、ベンチ、遊戯施設、便所、植栽 (面積及び区域の変更)
変更前	街区公園	2.2.4147	三の丸公園	尼崎市北城内	約 0.23ha	日陰棚、遊具、植栽、芝生広場、ベンチ
変更後	街区公園	2.2.4147	二の丸公園	尼崎市北城内	約 0.23ha	日陰棚、遊具、植栽、芝生広場、ベンチ (名称の変更)